

## 令和6年度健全化判断比率の審査意見書

### 1 審査の期間

令和7年7月22日から令和7年7月25日まで

### 2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率の数値は、次のとおりである。

(単位 %)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.14
連結実質赤字比率	—	—	18.14
実質公債費比率	7.7	7.8	25.0
将来負担比率	69.5	66.1	350.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

#### (2) 個別意見

ア 令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

イ 令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

ウ 令和6年度の実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

エ 令和6年度の将来負担比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

## 令和6年度資金不足比率の審査意見書

### 1 審査の期間

令和7年7月22日から令和7年7月25日まで

### 2 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位 %)

区 分	令和6年度 資金不足比率	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

#### (2) 個別意見

令和6年度の資金不足比率は、対象となる水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足が生じていないため算定されないことを確認した。